

平成二十年十一月二十一日受領  
答弁第二三四号

内閣衆質一七〇第二三四号

平成二十年十一月二十一日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣  
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における褒賞制度の一つである川口賞に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における褒賞制度の一つである川口賞に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

川口賞に対する外務省の認識は、先の答弁書（平成二十年十一月十一日内閣衆質一七〇第一七七号）の八についてでお答えしたとおりであるが、平成十六年六月十七日以降、現在に至るまで、川口賞の授与を行っていないのは、改めて同賞の授与を行う必要があるとは認識してこなかったからである。なお、先の答弁書（平成二十年十一月十一日内閣衆質一七〇第一七七号）の一についてでお答えしたとおり、川口賞の授与を行わないことについて、外務省として決定を行ったことはない。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、川口賞に対する外務省の認識は、先の答弁書（平成二十年十一月十一日内閣衆質一七〇第一七七号）の八についてでお答えしたとおりである。